

憲法改正の早期発議を求める意見書

日本国憲法は昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、今日に至るまで一度も改正が行われていない。しかしこの間、国内外の情勢は劇的な変化を遂げており、とりわけ現下のロシアによるウクライナ侵略は国際社会の平和と秩序を破壊し、いまや我が国を取り巻く東アジア情勢も、一刻の猶予も許されない事態に直面している。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、国家的な緊急事態に対する我が国の危機管理体制の問題を浮き彫りにするとともに、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害への憲法上の備えが必要なことを改めて示すこととなった。

こうした国内外の情勢変化を受け、今日、多くの国民が現行憲法と現実との乖離の解消を望んでいることは、各種世論調査において、憲法改正への支持が不支持を上回っていることから明らかである。また、政党、報道機関、民間団体からも具体的な憲法改正案が提唱されている。

国会でも、平成 19 年の国民投票法の成立を機に、両院に憲法審査会が設置され、特に昨年以降、国内外の情勢の変化を受け、今まで以上に活発な議論が交わされるようになってきた。しかし、憲法改正の発議に向けた具体的な議論にはいまだ至っていない。

成文憲法を持つ世界の民主主義国家では、現実に合わせての憲法改正を積極的に行っており、日本国民が憲法の条文の是非を自ら判断する国民投票を行うことは、主権者たる国民の権利でもある。そうした権利が一度も行使できない現状を解消することは、国権の最高機関として国民から国政を負託されている国会の責務と言える。

よって、国会におかれては、憲法改正案について国民が判断できる機会を設けるため、憲法審査会において、憲法改正の早期発議に向けた具体的な審議を行うとともに、憲法改正案を作成し、国民投票を実現させることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣 (防災)
衆議院議長
参議院議長